# 国土調査法施行規則 （平成二十二年国土交通省令第五十号）

#### 第一条（地籍基本調査図の表示事項）

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）第二条第一項第四号イの国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定める事項とする。

###### 一

効率的手法導入推進基本調査（国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（以下この条において「地籍基本調査」という。）のうち、航空レーザ測量等の地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入により、地籍調査の促進を図ることが必要な地域について行うものをいう。）

###### 二

被災地域境界基本調査（地籍基本調査のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行うものをいう。）

#### 第二条（地図及び簿冊の様式）

令第二条第二項の国土交通省令で定める地図及び簿冊の様式は、次の各号に掲げる種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

###### 一

地籍基本調査図、地籍図及び街区境界調査図

###### 二

効率的手法導入推進基本調査簿（前条第一号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。）

###### 三

被災地域境界基本調査簿（前条第二号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。）

###### 四

地籍簿

###### 五

街区境界調査簿

#### 第三条（地籍調査に関する事業計画の様式等）

令第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。

##### ２

令第九条の規定による添付書類に記載しなければならない事項は、同条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

###### 一

測量の方式

###### 二

都道府県が負担する経費の予定額

###### 三

基準点の有無

#### 第四条（国土調査の実施の委託の要件）

法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

###### 一

国土調査を適確に実施するに足りる技術的な基礎を有するものであること。

###### 二

法人の役員又は職員の構成が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

###### 三

国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

###### 四

前三号に定めるもののほか、国土調査を実施するにつき十分な適格性を有するものであること。

#### 第五条（身分を示す証明書）

法第二十四条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第七とする。

#### 第六条（権限の委任）

法第二十三条の四に規定する国土交通大臣の権限（地籍調査に係るものに限る。）は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三一日国土交通省令第三七号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

##### ２

地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）は、廃止する。

# 附　則（令和二年九月二九日国土交通省令第七九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（地籍簿の様式を定める省令等の廃止）

次に掲げる省令は、廃止する。

###### 一

地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）

###### 二

地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）

###### 三

都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二年総理府令第四十三号）

###### 五

山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十三年国土交通省令第六号）

###### 六

被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十八年国土交通省令第六十七号）

#### 第三条（地籍簿の様式を定める省令等の廃止に伴う経過措置）

前条の規定による廃止前の同条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる省令の規定に基づいて作成した地図及び簿冊は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則の相当する規定に基づいて作成したものとみなす。

#### 第四条（国土調査法施行令の一部改正に伴う経過措置）

この省令の施行前に交付した国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十三号）による改正前の国土調査法施行令別表第五による身分証明書は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則別記様式第七による身分証明書とみなす。